

事業シート（概要説明書）

予算事業名		市税前納報奨金事業										事業開始年度				平成17年度			
上位施策事業名		かすみがうら市総合計画第5章第4節 財源の確保										担当局・部名				市民部			
根拠法令等		地方税法・かすみがうら市税条例										担当課・係名				納税推進課・管理係			
事務区分		■自治事務 □法定受託事務										作成責任者				課長 板橋信雄			
実施の背景		税収の早期確保や納税者の納税意欲の高揚を図ることを目的として創設されました。しかし、制度の創設時から社会情勢は大きく変化し、金融機関等での窓口納付や口座振替制度の普及、近年においてはコンビニ納付の導入により自主納付に対する意識も浸透し、所期の目的が達成されている。																	
目 的 (何をどうしたいのか)		納税意欲の向上及び税負担感の軽減等により滞納防止を図るとともに、年度当初の財源確保と徴収事務の効率化によって安定的な市政運営を推進する。																	
事業概要	対 象 (誰・何を対象に)	固定資産税・市県民税（普通徴収分）												対象者数（全住民に対する割合）					
		27,177												人	(		%	)	
	実施方法	■直接実施																	
		□業務委託 又は □指定管理 （委託先又は指定管理者：																	

事業シート（概要説明書）

予算事業名		市税前納報奨金事業			事業開始年度		平成17年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		前納報奨金額（市県民税）			千円	4,466	4,267	4,894
		前納報奨金額（固定資産税）			千円	16,454	16,616	15,522
		前納件数（市県民税・固定資産税）			件	14,009	13,944	14,461
	単位当たりコスト	事業費	／	前納件数	円	1,493	1,497	1,411
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	①納税意欲の向上及び税負担感の軽減 数値的検証では、前納件数の増加から、納税意欲の向上及び税負担感の軽減に寄与しており、滞納防止に繋がっているものと考えられる。 ②年度当初の財源確保と徴収事務の効率化 年度内納税額の約4割が前納されていることや、前納分についての2期目以降の徴収事務が軽減されることにより、安定的な市政運営を推進している。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】			単位	H23年度	H22年度	H21年度
		前納対象件数に占める前納割合（市県民税）			%	35.2	32.5	34
		前納対象件数に占める前納割合（固定資産税）			%	58.4	58.6	57.3
		前納件数（市県民税）			件	2,827	2,703	3,486
		前納件数（固定資産税）			件	11,182	11,241	10,975
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	◎市税の収納率が低迷する現状において確実かつ効率的に徴収できる施策は、滞納防止を推進する上で不可欠である。 ◎年度当初の財源確保により計画的な予算執行が図れることや徴収事務に係る負担が軽減されることで、滞納処分や専門的な事案について早期かつ的確に対応できる。 【課題】 ◎市県民税を給与または公的年金から天引き（特別徴収）されている方（全体の約65％）については本制度の適用がなく、さらには適用される税目が限定され全期分を一括納付できる者に限られる為、制度を見直しする事により納税者間に不平等感がなくなる。 ◎本制度は、厳しい財政事情を背景として、多くの自治体において行財政改革や市町村合併を契機に制度廃止や交付率・交付限度額の見直しが行われているが、一度廃止し、再検討している市がある。 ◎他市町村とのバランスのほか様々な市民感情や財政状況を見極めながら、随時検討を進めていく制度である。							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	◎県内44市町村中20市町村が実施 ※市では32市中13市が実施 【住民税】 20市町村中13市町村が実施。※H22～H24に住民税を廃止した市町村は7市町村 【固定資産税】 20市町村中全市町村が実施。 ※限度額、交付率は市町村により違いがある ◎実施20市町村における交付率及び限度額 【限度額】1万円（1市）、3万円（1市3町1村）、5万円（7市1町1村）、10万円（4市1町） 【交付率】0.2/100（1市）、0.3/100（1市1村）、0.35/100（1市）、0.5/100（6市3町1村）、1.0/100（4市2町）							
特記事項	◎昭和25年シャウブ勧告に基づく税制改革により、早期税收確保や自主納税意識の高揚を目的として創設された 【本市における前納報奨金交付率の移り変わり】 年度 交付率 限度額 平成16年度 0.5/100 10万円（霞ヶ浦町） 平成16年度 0.8/100 10万円（千代田町） 平成17～24年度 0.5/100 10万円（かすみがうら市）							